

②「住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認申請書」(別紙含む)

第八号様式(第十七条関係)

(A4)

住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第13条ただし書の規定により、住宅販売瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託について確認を受けたく、下記のとおり申請します。なお、当該供託をした後の住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況については、別紙のとおりです。

●●年 4月 ●日

届出時の免許証番号 国土交通大臣(●)第●●●●子
 商号又は名称 霞ヶ岡不動産株式会社
 郵便番号 ●●●-●●●●
 主たる事務所の所在地 ●●県●●市●●町●丁目●番●子
 氏名 山田 太郎 印
 電話番号 ●●●-●●●●-●●●●●●
 ファクシミリ番号 ●●●-●●●●-●●●●●●

免許権者
 (●●地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、●●知事)

●●地方整備局長 殿

記

1 直前の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

275,925,200円

2 直前の基準日において供託していた住宅販売瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
●●法務局	●●年●月●日	第●●●●子	176,000,000円
●●法務局	●●年●月●日	第●●●●子	74,000,000円
			(計)イ 250,000,000円

直前の基準日までに供託した全ての供託について記載。以下2(2)、2(3)についても同様。

(2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託

①国債証券：100%、②地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券：90%
 ③上記以外：80% ※割引債については発行価額に別途の算式による額を加え①～③を適用

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
●●法務局	●●年●●月●●日	第●●●●号	●●●●	第12回	312~332	20枚	10万円券	2,000,000円	100%	2,000,000
●●法務局	●●年●●月●●日	第●●●●号	●●●●	第20回	105~125	20枚	10万円券	2,000,000円	90%	1,800,000
●●法務局	●●年●●月●●日	第●●●●号	●●●●	第8回	83~133	50枚	20万円券	10,000,000円	80%	8,000,000
								(計)		(計)ロ
								14,000,000円		11,800,000円

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
●●法務局	●●年●●月●●日	第●●●●号	●●●●●●	14,000,000円
				(計)ハ 14,000,000円

(4) 直前の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

イ + ロ + ハ = 275,800,000円

3 直前の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額に不足する額

125,200円

4 新たに供託した住宅販売瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
●●法務局	●●年4月●●日	第●●●●号	130,000円
			(計)ニ 130,000円

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ホ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額

				(計)へ

(4) 新たに供託した住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ニ + ホ + ヘ =	130,000円
-------------	----------

注 2(2)及び4(2)の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について

1 基準日 ●●年 3月 31日

2 住宅販売瑕疵担保保証金の供託について

2-1 1の基準日前6月間に引き渡した販売新築住宅について

(1) 販売新築住宅（その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅又は令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

供託に係る新築住宅の戸数（「床面積55㎡以下の住宅の戸数」及び「共同分譲（※）により引渡した戸数」を除く）
※瑕疵担保負担割合を記載した宅建業法第37条に基づく書面を買主に交付した場合。以下同じ。

イ 800

(2) ①その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅（令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

新築住宅のうちで床面積55㎡以下の新築住宅の戸数（共同分譲による戸数を除く）

ロ 60

②法第11条第3項の算定特例適用後の戸数（ $\text{ロ} \times 0.5$ ）

ハ 30

(3) ①令第6条第1項に規定する販売新築住宅（その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅を除く。）の戸数

共同分譲により引渡したの新築住宅の戸数（55㎡以下の戸数を除く）

ニ 137

②令第6条第2項の算定特例適用後の戸数

令第6条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	令第6条第2項の算定特例適用前の戸数	令第6条第2項の算定特例適用後の戸数
5分の3	77	46.2
2分の1	60	30
自社の負担割合を記載。割合は「●%」と記載してもよい。	特例適用前の戸数×負担割合	
合計戸数	ニ 137	ホ 76.2

(4) ①その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅であつて、かつ、令第6条第1項に規定する販売新築住宅であるものの戸数

ヘ 200

②法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用後の戸数

令第6条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用前の戸数	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用後の戸数
4分の3	80	30
7分の5	120	42.86
合計戸数	へ 200	ト 72.86

(5) 住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

$$\text{イ} + \text{ハ} + \text{ホ} + \text{ト} = \text{チ} \quad 979.06$$

2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

$$\text{リ} \quad 3398.13$$

「1の基準日前10年間に届け出た戸数」+「チ」

2-3 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

$$275,925,200\text{円}$$

当該基準日までに供託した全ての供託及び、第八号様式「4 新たに供託した住宅販売瑕疵担保保証金」について記載。以下2-5、2-6についても同様。

2-4 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
●●法務局	●●年●月●日	第●●●●号	176,000,000円
●●法務局	●●年●月●日	第●●●●号	74,000,000円
●●法務局	●●年4月●日	第●●●●号	130,000円
			(計)又 250,130,000円

2-5 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
●●法務局	●●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第12回	312~332	20枚	10万円券	2,000,000円	100%	2,000,000円
●●法務局	●●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第20回	105~125	20枚	10万円券	2,000,000円	90%	1,800,000円
●●法務局	●●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第8回	83~133	50枚	20万円券	10,000,000円	80%	8,000,000円
								(計) 14,000,000円		(計)ル 11,800,000円

2-6 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
●●法務局	●●年●月●日	第●●●●号	●●●●●●	14,000,000円
				(計)ヲ 14,000,000円

2-7 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ヌ + ル + ヲ = 275,930,000円

3 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
財団法人住宅保証機構	365
合計戸数	365

4 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計戸数

「イ」+「ロ」+「ニ」+「ヘ」+「3の合計戸数」

1,562

注1 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。

注2 「販売瑕疵負担割合」とは、令第6条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。

注3 2-1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあっては、当該端数を切り上げて記載するものとする。

注4 2-2の合計戸数の記載に当たり、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。

注5 2-5の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。